



# 熊野本宮大社周辺景観形成重点地区 景観計画運用マニュアル



田辺市

# 目次

<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区の指定 .....	1
<input type="checkbox"/> 熊野本宮大社周辺景観形成重点地区の景観形成方針 .....	2
[景観形成方針] .....	2
<input type="checkbox"/> 届出に係る基準 .....	3
【届出対象行為】 .....	3
【行為の届出に係る手続き】 .....	4
<input type="checkbox"/> 景観形成基準の解説 .....	5
【景観形成基準】 .....	5
【建築物の建築等又は工作物の建設等】 .....	7
【開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く)】 .....	13
【土石の採取又は鉱物の掘採】 .....	15
【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積】 .....	16

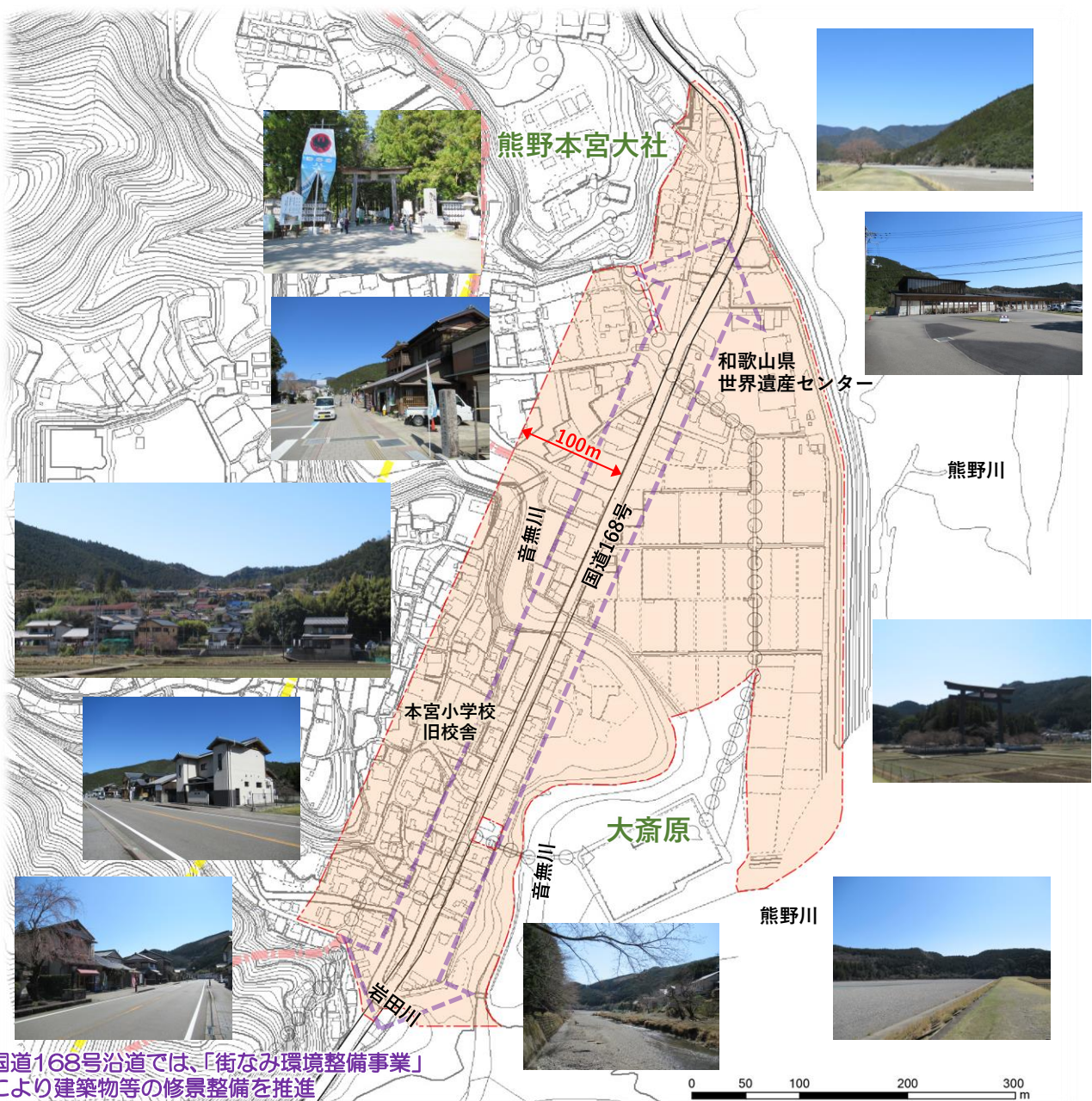
## □ 景観形成重点地区の指定

熊野本宮大社は、平成7(1995)年12月に国の重要文化財に指定された後、平成16(2004)年7月に世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産に登録され、その周辺については文化的景観を守っていくために「田辺市歴史文化的景観保全条例」を制定し、景観の保全を図ってきました。併せて、景観法に基づく田辺市景観計画において、熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域を指定し、熊野参詣道等、文化的景観の保全を図ってきました。

特に同神社が視界に映り込む街並み景観については、官民が一体となってより一層の質の高い景観形成に取り組んでいくことが重要になります。

今回、景観法に基づく田辺市景観計画において、熊野本宮大社から大斎原にかけての一带を、熊野参詣道《中辺路》特定景観形成地域から区分し、**熊野本宮大社周辺景観形成重点地区**に指定し、地区独自の景観形成方針と景観形成基準を定めました。

### [熊野本宮大社周辺景観形成重点地区]

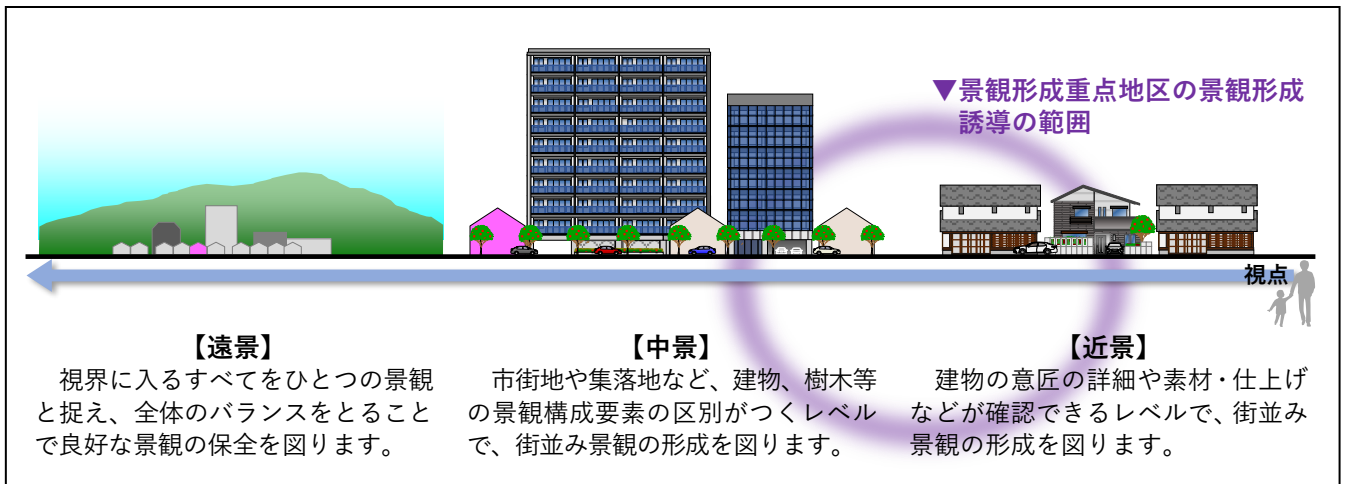


国道168号沿道では、「街なみ環境整備事業」により建築物等の修景整備を推進



## □ 熊野本宮大社周辺景観形成重点地区の景観形成方針

田辺市景観計画では、視点と視対象の距離による景観の見え方（遠景・中景・近景）を踏まえ、景観計画区域（田辺市全域）に対し、特に景観形成誘導が求められる区域を『景観形成重点地区』に指定し、良好な景観の形成に関する方針（景観形成方針）と景観形成基準を定めています。



### [景観形成方針]

#### 【基本方針①】 熊野古道の象徴としての山々に取り囲まれた景観を保全する

- 熊野本宮大社と大斎原を地区における景観形成の中心に置き、熊野川と周囲を取り囲む山々が調和した景観の保全を図ります。



#### 【基本方針②】 熊野の歴史・文化を世界に発信する景観を創出する

- 来訪者を迎える国道168号沿道では、熊野本宮大社や大斎原の風致と調和した景観の形成を図ります。



和歌山県世界遺産センター

熊野本宮大社周辺景観形成重点地区では、景観計画の策定に先立ち、街なみ環境整備事業を実施し、地域特性を活かした統一性と良好な美観を有した街並みの整備を進めています。

## 届出に係る基準

### 【届出対象行為】

景観法第16条第1項各号に定める行為のうち、本地区で届出が必要な行為（届出対象行為）の規模を次のとおり定めます。

区 分		対象行為の規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント その他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	
	③その他の工作物	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
水面の埋立て		

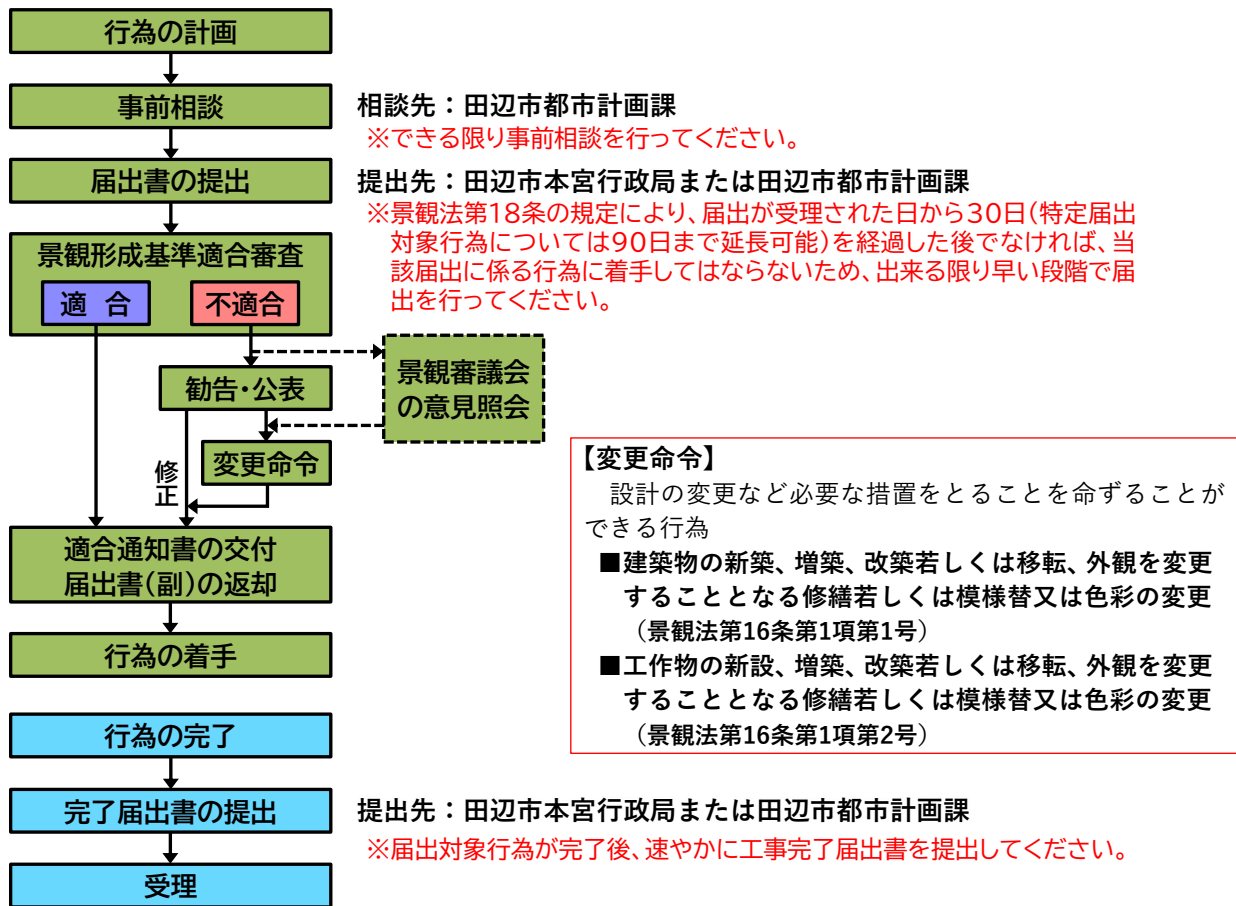
## 【行為の届出に係る手続き】

届出対象行為については、建築確認申請や開発許可申請等の法令上の手続きに先立ち、景観形成基準への適合審査を行うため、田辺市建築条例及び同条例施行規則で定める届出書と必要書類をもって、本宮行政局または田辺市都市計画課に届出を行ってください。

なお、景観法第18条第1項の規定により、市が届出書を受理した日から30日間は当該行為に着手できません。事業者または設計者は、対象行為の計画段階において、申請内容が景観形成基準に適合しているか、田辺市都市計画課と事前相談や事前協議を行い確認してください。

届出内容が景観形成基準適合審査で適合と判断された場合は、適合通知の日から行為の着手制限が解除されますが、不適合となった場合は、市が助言や指導、勧告、変更命令を行います。

### 〔届出手続のフロー〕



### 〔届出書の様式〕

行為の（変更）届出書、並びに行為の完了届出書の様式は、田辺市都市計画課のHPに掲載しているものを使用してください。

<http://www.city.tanabe.lg.jp/keikaku/keikaku/keikan-machizukuri.html>

# □ 景観形成基準の解説

## 【景観形成基準】

(1) 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

項目	景観形成基準	頁						
位置・規模	<b>【周辺景観への配慮】</b> <input type="checkbox"/> 高さ13m、水平投影面積1,000㎡を超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。	7						
	<b>【景観構成要素への配慮】</b> <input type="checkbox"/> 熊野本宮大社や大斎原とその社叢の良好な景観に対し、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。	7						
	<input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。	7						
	<b>【眺望への配慮】</b> <input type="checkbox"/> 熊野川の堤防など主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。	8						
	<input type="checkbox"/> 地域を取り囲む稜線に対し、これを背景とした囲繞景観の調和を乱さない位置及び規模とすること。	8						
	<b>【その他】</b> <input type="checkbox"/> 国道168号の沿道では、街並みの連続性や一体性に配慮し、ファサードや軒先、又は塀・垣・柵等の位置を隣地や周辺の建築物等と揃えるか、同等の視覚的な演出を行うこと。	8						
形態・意匠	<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。	9						
	<input type="checkbox"/> 熊野参詣道を繋ぐ国道168号の沿道では、街並みの連続性や一体性に配慮し、道路等の公共空間から容易に視認できる外壁は、隣地や周辺の建築物等と調和した形態及び意匠とすること。	9						
	<input type="checkbox"/> 熊野参詣道を繋ぐ国道168号の沿道では、街並みの連続性に配慮し、屋根の形状や向き、傾斜角は、隣地や周辺の建築物等と調和したものとする。	9						
	<input type="checkbox"/> 屋外階段、室外機、配管等の設備は、道路等の公共空間や隣地等から容易に認識できないよう、原則として外壁面に露出させず、やむを得ず露出する場合は、形態、意匠及び色彩等を工夫すること。	10						
	<input type="checkbox"/> 屋上設備を設置する場合は、道路等の公的空間や隣地等から直接見えないよう、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態、意匠及び色彩のパラペットやルーバー等で遮へいすること。	10						
	<input type="checkbox"/> バルコニー、ベランダは、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態、意匠及び色彩とすること。	10						
	<input type="checkbox"/> 屋根に太陽光パネルを設置する場合は、屋根勾配に合わせ、かつ屋根面に密着させ、建築物の棟の高さを超えないようにすること。	10						
色彩	<input type="checkbox"/> 熊野本宮大社や大斎原の社叢と調和した落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。	11						
	<input type="checkbox"/> アクセント色を使用する場合は、使用する量を極力抑え、色彩相互の調和やバランスに配慮すること。	11						
	<input type="checkbox"/> 外観の基調色は次の表のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。 <table border="1" data-bbox="986 1727 1369 1883" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～2.5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4以下 (無彩色含む)</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	0.1R～2.5Y	6以下	上記以外	4以下 (無彩色含む)	11
	色相	彩度						
0.1R～2.5Y	6以下							
上記以外	4以下 (無彩色含む)							
<input type="checkbox"/> 太陽光パネルの色は、低彩度・低明度かつ低反射が目立たないものを基本とし、かつ屋根と色調を揃えること。	11							
素材	<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和した素材を用い、地域の風土に合った自然素材を活用すること。	12						
	<input type="checkbox"/> 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。	12						



項目	景観形成基準 ※(1)のつづき	頁
緑化	□敷地内はできる限り緑化し、道路等の公的空間や隣地等からの視認を踏まえた植栽等に努めること。	12
	□植栽に当たっては、原則として周辺の植生に合った樹種を用いること。	12
	□行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。	12
その他	□夜間の屋外照明は軒先や看板類のみに限定し、過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。	13
	□ライトアップなど夜間の建物への投光照明は、原則として当該建物のみへの照射とし、点滅させず、着色しないこと。	13

## (2) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の採取を除く）

項目	景観形成基準	頁
形態・意匠	□開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は、必要最小限にとどめること。	13
	□地区の景観に著しい改変が生じないようにすること。	13
	□行為による土砂の流出のおそれがないようにすること。	13
	□法面は、できる限りゆるやかな勾配とすること。	14
	□擁壁は、周辺景観と調和した形態及び素材とすること。	14
緑化	□法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。	14
	□行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。	14
	□擁壁には、蔦類や地被類を活用した緑化を行うこと。	14

## (3) 土石の採取及び鉱物の採取

項目	景観形成基準	頁
形態・意匠	□期間及び規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件に鑑みた上で、必要最小限にとどめること。	15
	□景観に著しい改変が生じないものとする。	15
	□跡地の整理に関する計画に基づき、当該跡地の整理を適切に行なうこと。	15
緑化	□採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。	15

## (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準	頁
形態・意匠	□景観に著しい改変が生じないものとする。	16
方法	□道路等の公的空間や隣地等から目立たないよう、積上げに際しては、できる限り高さを低くするとともに、整然と積上げること。	16
その他	□道路等の公的空間や隣地等から容易に認識できないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	16

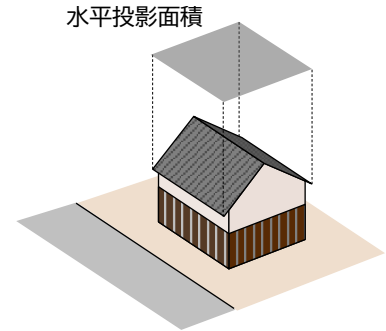
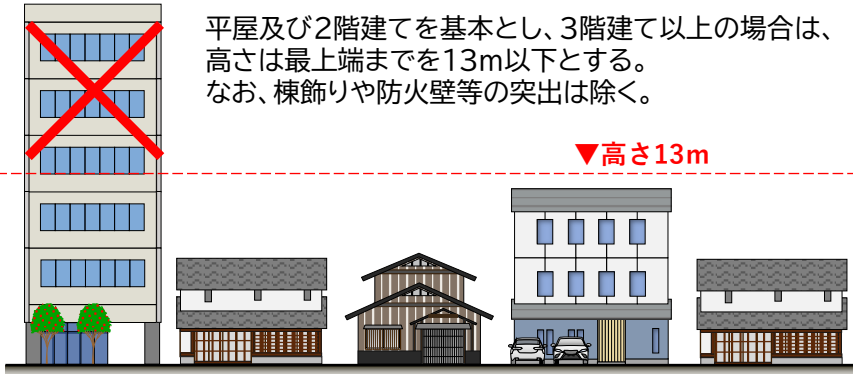


## 【建築物の建築等又は工作物の建設等】

### A. 位置・規模

#### [周辺景観への配慮]

- 高さ13m、水平投影面積1,000㎡を超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。



#### [景観構成要素への配慮]

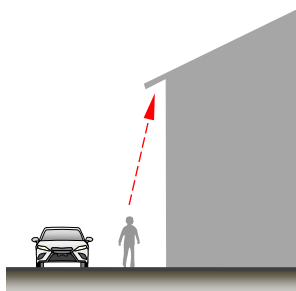
- 熊野本宮大社や大斎原とその社叢の良好な景観に対し、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。



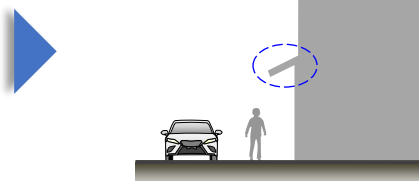
国道168号沿道では、街並みに社叢が映り込むよう、建物の壁面の位置は、道路境界から後退させる。



- 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。



1階部分に軒・庇を設け、高さによる圧迫感の軽減を図る。



2階以上の壁面を後退させ、威圧感の軽減を図る。



[眺望への配慮]

□熊野川の堤防など主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。

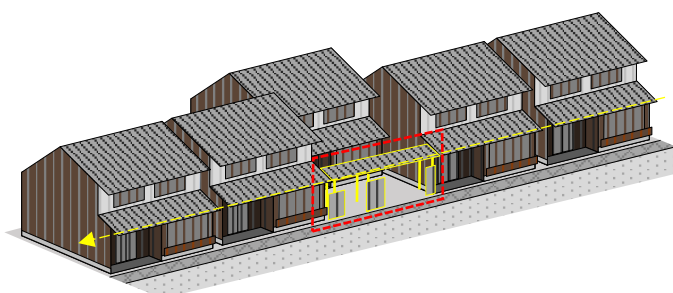


□地域を取り囲む稜線に対し、これを背景とした囲繞景観の調和を乱さない位置及び規模とすること。



[その他]

□国道168号の沿道では、街並みの連続性や一体性に配慮し、ファサードや軒先、又は塀・垣・柵等の位置を隣地や周辺の建築物等と揃えるか、同等の視覚的な演出を行うこと。



セットバックする場合は、街並みの連続性を確保するため、周辺の建物の壁面位置に合わせ塀や下屋(げや)を設けるなど、軒先を揃える工夫を施す。

## B. 形態・意匠

□周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。

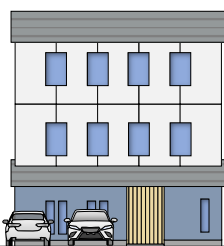
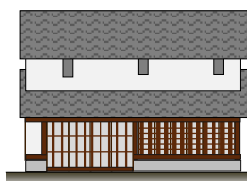


現代和風建築を基本としつつ、地域の伝統的な様式を形態・意匠の構成要素として活用し、街並みとしての調和に努める。

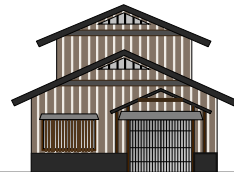
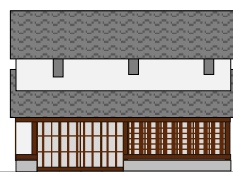


□熊野参詣道を繋ぐ国道168号の沿道では、街並みの連続性や一体性に配慮し、道路等の公共空間から容易に視認できる外壁は、隣地や周辺の建築物等と調和した形態及び意匠とすること。

玄関や窓などの開口部は木製(または木目調)建具を基本とし、茶系統の色調とする。



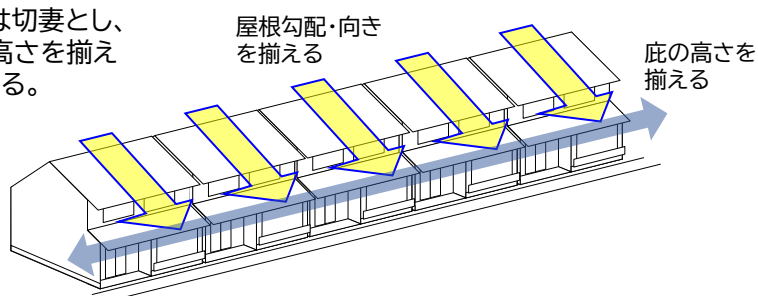
外壁は木またはモルタル(または、これに類似した材質)で意匠の統一を図る。



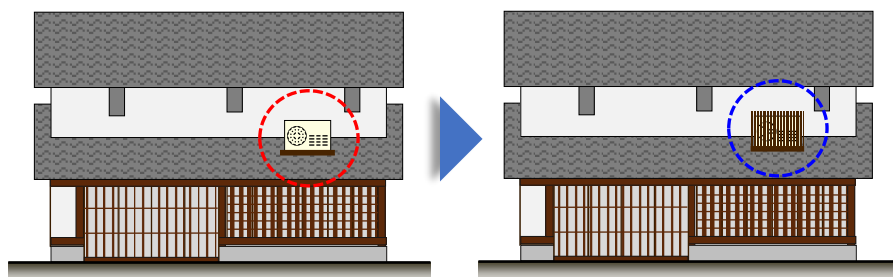
□熊野参詣道を繋ぐ国道168号の沿道では、街並みの連続性に配慮し、屋根の形状や向き、傾斜角は、隣地や周辺の建築物等と調和したものとすること。

国道168号の沿道においては、屋根の形状は切妻とし、勾配・向きは、前面道路に対し平入りで庇の高さを揃えるなど、街並みの連続性を確保するよう努める。

※陸屋根等の建物で、軒や庇を設けることによって意匠上の価値が下がると判断される場合においては、必ずしもこの限りではありません(事前相談の際に申告してください)。



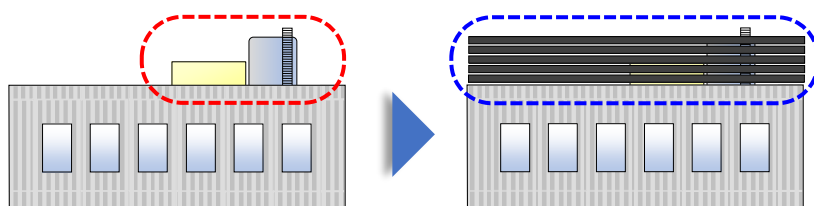
□屋外階段、室外機、配管等の設備は、道路等の公的空間や隣地等から容易に認識できないよう、原則として外壁面に露出させず、やむを得ず露出する場合は、形態、意匠及び色彩等を工夫すること。



室外機等は格子等で目立たないようにする。

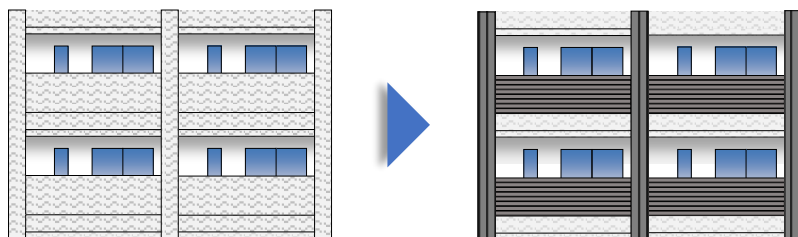


□屋上設備を設置する場合は、道路等の公的空間や隣地等から直接見えないよう、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態、意匠及び色彩のパラペットやルーバー等で遮へいすること。



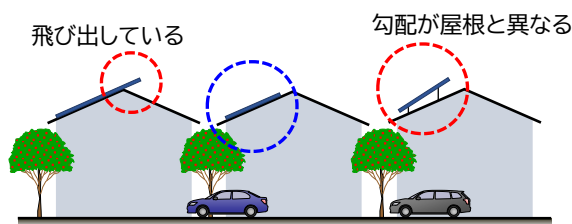
屋上設備はパラペットやルーバーで覆うなど、目立たない工夫に努める。

□バルコニー、ベランダは、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態、意匠及び色彩とすること。

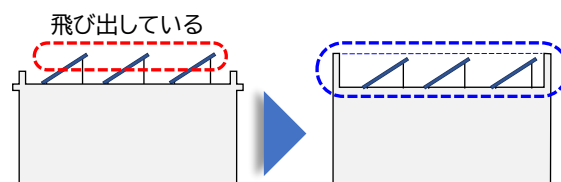


ベランダは、建築物本体との調和を図りつつ、然素材の化粧材を用いるなど、熊野本宮大社や大斎原の社叢との調和に配慮する。

□屋根に太陽光パネルを設置する場合は、屋根勾配に合わせ、かつ屋根面に密着させ、建築物の棟の高さを超えないようにすること。



傾斜屋根では屋根面の中に抑え、屋根勾配と傾きが合わない設置は避ける。

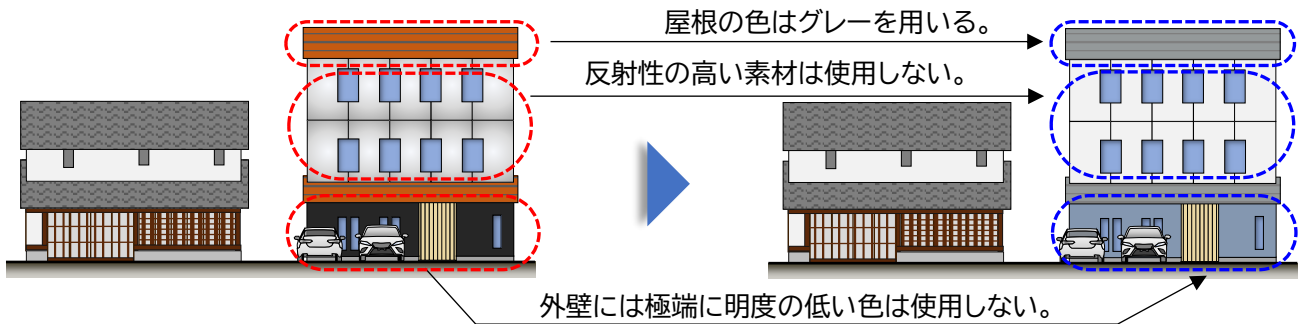


陸屋根では建物外壁と一体となったパラペットの高さ以下とするなど、建物本体から飛び出さない設置に努める。

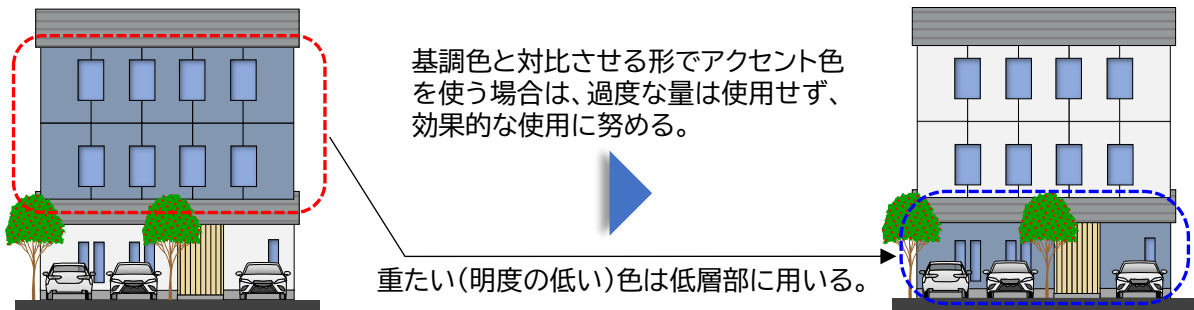


## C. 色彩

- 熊野本宮大社や大斎原の社叢と調和した落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。



- アクセント色を使用する場合は、使用する量を極力抑え、色彩相互の調和やバランスに配慮すること。



- 外観の基調色は次の表のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。

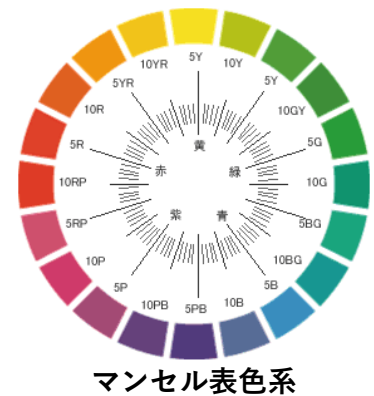
色相	彩度
0.1R~2.5Y	6以下
上記以外	4以下 (無彩色含む)

### 〈マンセル表色系〉

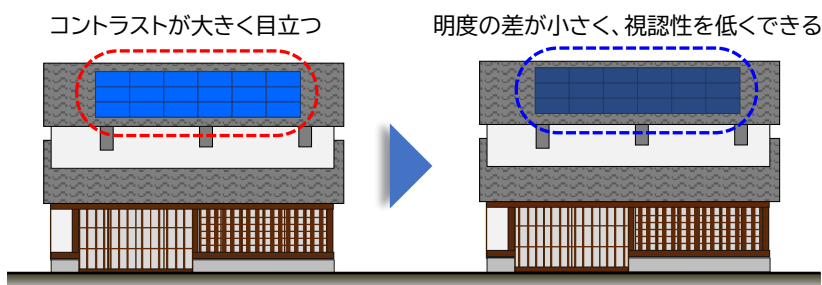
日本工業規格 (JIS) に基づき色彩を数値化するマンセル表色系では、色相 (赤、青、黄色などの色合い)、明度 (色の持つ明るさ・暗さの度合い)、彩度 (色の鮮やかさの度合い) の3つの属性によって、色彩を表示します。

例：  

5 Y R	3	4
色相	明度	彩度



- 太陽光パネルの色は、低彩度・低明度かつ低反射の目立たないものを基本とし、かつ屋根と色調を揃えること。



屋根・屋上に太陽光パネルを設置する場合は、できるだけ誘目性や視認性を抑えるため、屋根の色との間にコントラストが強くない色合いのものを使用する。

## D. 素材

- 周辺の景観と調和した素材を用い、地域の風土に合った自然素材を活用すること。
- 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。



木材、石材、瓦などには、地場産の素材を積極的に活用する。



(市外参考)



(市外参考)

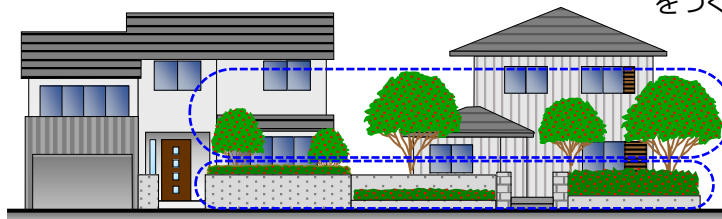
周辺にみられる歴史的な建造物に使用されている素材を参考にする。

## E. 緑化

- 敷地内ではできる限り緑化し、道路等の公的空間や隣地等からの視認を踏まえた植栽等に努めること。

近隣とバランスのとれた大きさの庭木を植える。

周辺と協調し、通り(前面道路)に沿って、生垣や花壇などを整備し、緑豊かな街並みをつくる。



(市外参考)

- 植栽に当たっては、原則として周辺の植生に合った樹種を用いること。



(市外参考)

熊野本宮大社の社叢を覆う椎木や楠などに合わせ、植栽に照葉樹を採り入れる。

- 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。



(市外参考)



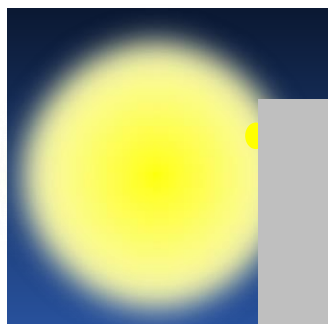
(市外参考)

敷地内に樹姿や樹勢が優れた樹木がある場合には、樹木を保存できるような建築物等の配置に努める。

道路や公園など公共の場所から樹木が見えるように建築物等を配置する。

## F. その他

- 夜間の屋外照明は軒先や看板類のみに限定し、過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。



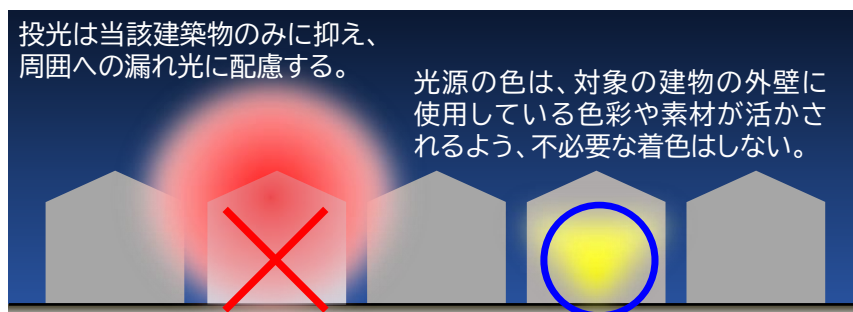
過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色に配慮する。



周辺に光源がない場所では、極端に突出した照明とならないよう光量を抑える。



- ライトアップなど夜間の建物への投光照明は、原則として当該建物のみへの照射とし、点滅させず、着色しないこと。

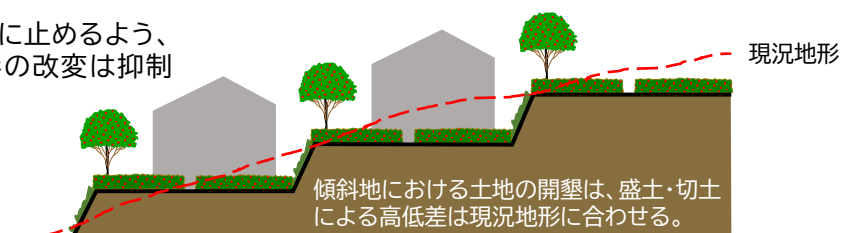


## 【開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く)】

### A. 位置・規模

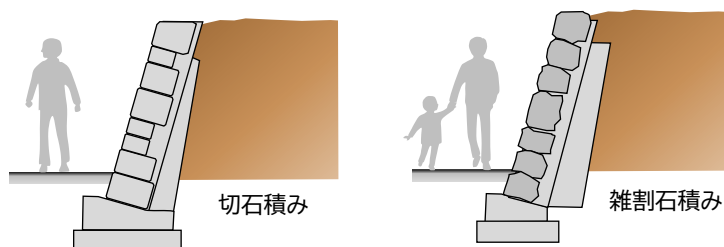
- 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は、必要最小限にとどめること。
- 地区の景観に著しい改変が生じないようにすること。

景観の変化を最小限に止めるよう、造成による現況地形の改変は抑制するよう努める。

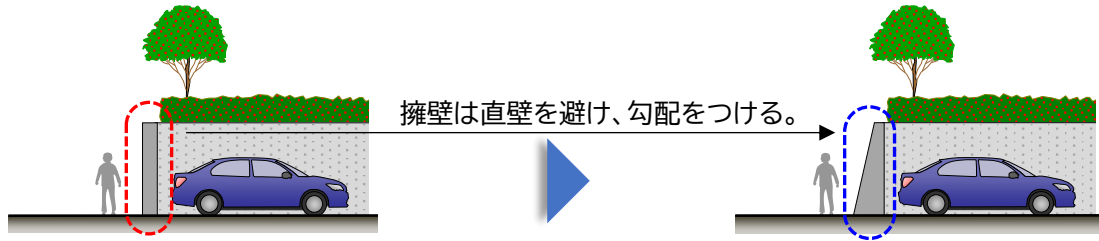


- 行為による土砂の流出のおそれはないようにすること。

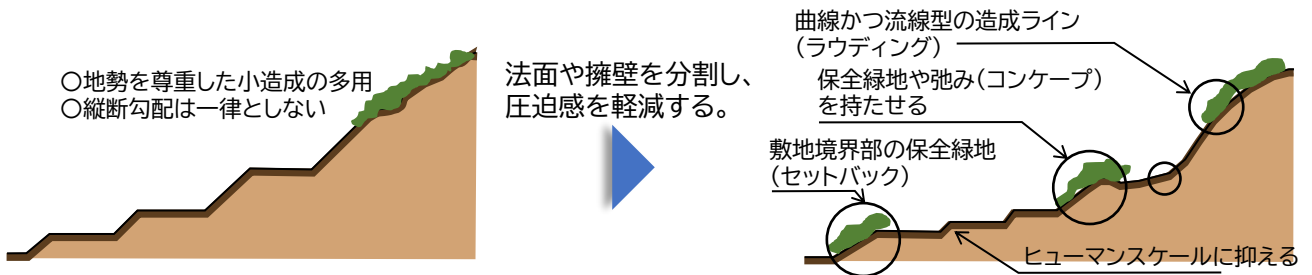
造成により生じたのり面については、土砂の流出や法面の崩壊を防ぐ擁壁の構造物に、石材などの自然素材を用いる。



□法面は、できる限りゆるやかな勾配とすること。



□擁壁は、周辺景観と調和した形態及び素材とすること。

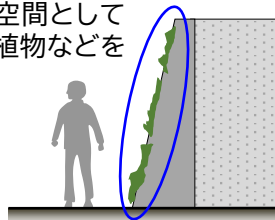


## B. 緑化

□法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。

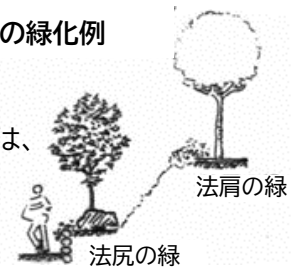
□擁壁には、蔦類や地被類を活用した緑化を行うこと。

擁壁面には植栽空間として低木、草木、ツル植物などを植栽する。

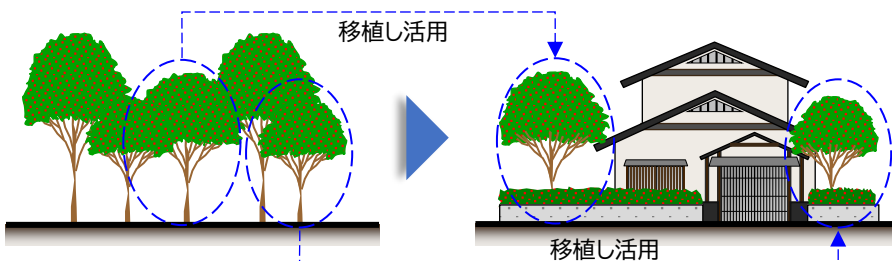


### 法面の緑化例

法面の緑化が難しい場合は、法尻や擁壁際に植栽する。



□行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。



行為地にある樹木は、単に伐採するのではなく、樹容に優れた樹木などは、できるだけ活用する。

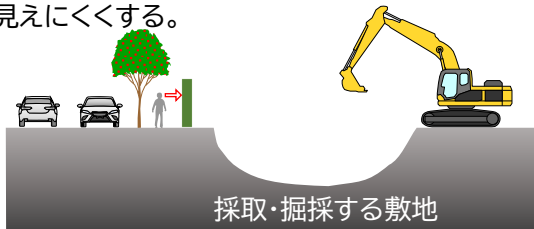


## 【土石の採取又は鉋物の掘採】

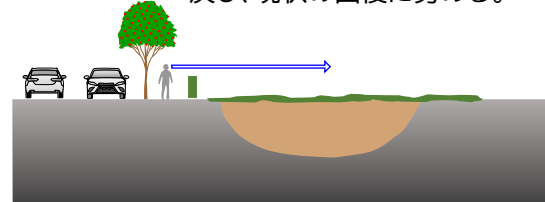
### A. 位置・規模

- 期間及び規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件に鑑みた上で、必要最小限にとどめること。
- 景観に著しい改変が生じないものとする。
- 跡地の整理に関する計画に基づき、当該跡地の整理を適切に行なうこと。

行為地は周囲を遮蔽し、道路などから見えにくくする。

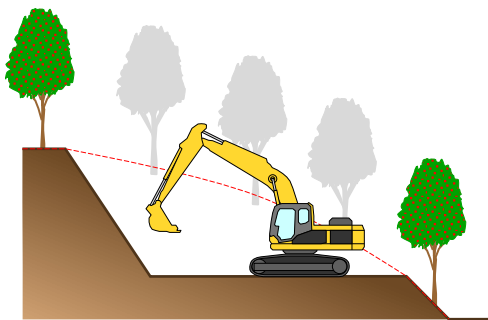


採取・掘採した場所は、適切に埋め戻し、現状の回復に努める。

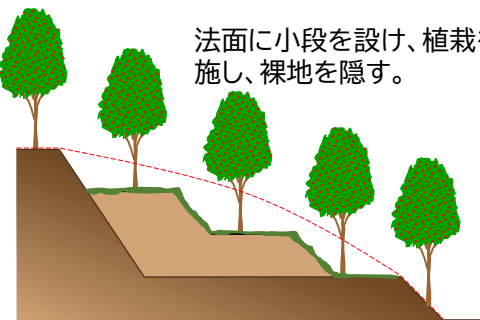


### B. 緑化

- 採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。



法面に小段を設け、植栽を施し、裸地を隠す。



## 【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積】

### A. 位置・規模

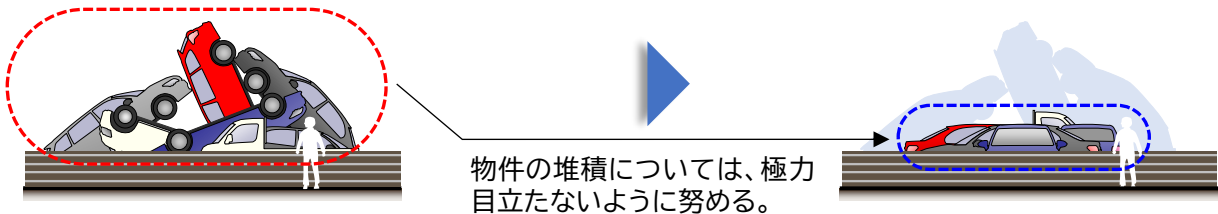
景観に著しい改変が生じないものとする。

通り沿いに周辺の街並みと一体的に見える位置には堆積させない。



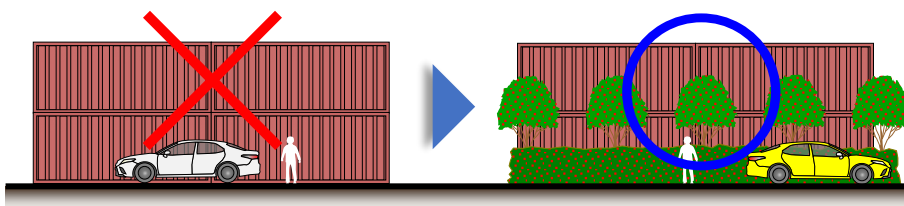
### B. 方法

道路等の公的空間や隣地等から目立たないように、積上げに際しては、できる限り高さを低くするとともに、整然と積上げること。



### C. その他

道路等の公的空間や隣地等から容易に認識できないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。







**田辺市 本宮行政局**

〒647-1792 和歌山県田辺市本宮町本宮 219

TEL 0735-42-0070(代) FAX 0735-42-0239

E-mail:

<http://www.city.tanabe.lg.jp/keikaku/keikaku/keikan-machizukuri.html>